

令和2年度ばい煙発生施設影響評価 検討会（第3回） 議事録

【日時】令和3年3月22日（月）15:00～17:00

【会場】web会議 ※YouTubeの「環境省大気環境課公式チャンネル」からライブ発信

【出席者】（五十音順）◎座長

井上 謙 一般社団法人日本産業機械工業会 産業機械第一部 兼 技術部 部長

◎大原 利真 国立環境研究所 企画部 フェロー

小野田 弘士 早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授

須藤 浩人 一般社団法人日本ボイラ協会 技術普及部 調査役

内藤 義和 東京都環境局環境改善部大気保全課 課長

成瀬 一郎 一般社団法人日本燃焼学会 理事

（名古屋大学未来材料・システム研究所 システム創成部門 教授）

環境省 大気環境課 長坂課長、山崎課長補佐、石山課長補佐、藤沢係長

事務局 日本環境衛生センター 高橋、長谷川

【議事次第】

1. 開会
2. 議題
 - （1）ばい煙発生施設影響評価検討会報告書（案）について
 - （2）その他
3. 閉会

【議事概要】

大原座長 本日が3回目となるが、2回目までの検討会の主要な論点と、これまでの議論の到達点について簡単に報告し、本日の議論のベースとしたい。第1回の検討会で3つの論点が提示され、第2回目の検討会でそれらの論点に関してご議論いただいた。1番目の論点が、排出ガス量と伝熱面積についての相関関係があるか、規制の指標として伝熱面積が的確なのかを見極めることである。これについてはもう少し検討が必要ではあるが、基本的には伝熱面積を使った規制は、現時点の知見からすると適切ではないという結論に収束しつつあると認識している。論点の2番目は、伝熱面積による規制を撤廃した場合に、どの程度環境負荷の増加が起り得るのか。これについても解析を進め、現時点で想定されるのは、大気環境に極めて大きな影響を与えるものではないが、一方で伝熱面積の規制の撤廃によって排出ガス量が増える可能性があることは事実である。それについては大気環境行政の後退と見られるようなメッセージを社会に発信してしまうことは良くないであろうとご議論いただいた。論点の3番目は、規制緩和によって自治体の取り組みにどの程度影響があるのか。これについては第3回検討会までに事務局で検討することとし、本日のこの場でご議論いただくということになった。このような検討の結果を踏まえ、事務局に報告書案を取りまとめてもらっている。本日はこの報告書案の内容についてご議論いただきたいと考えている。それではこの報告書案について、環境省の山崎課長補佐からご説明をお願いしたい。

山崎補佐 資料（報告書案）を説明

大原座長 それではこの内容について、ご意見、ご質問等あればお願いしたい。

須藤委員 報告書案 8 ページ「④ばい煙排出量の影響の評価」について、ここで燃料の燃焼能力 50 ℓ/h 未満のボイラーにおける排ガス処理装置の設置状況は③のとおりと書いてある。私が調べた結果、小規模のバイオマスボイラーはほとんどがヨーロッパからの輸入品であった。ヨーロッパの基準は大変厳しく日本の燃料の燃焼能力 50 ℓ/h に相当するところが、例えばスイスでは 7.5～8 ℓ/h から規制があるという状況で、その規制値も日本の気体燃料のばい煙の排出基準と同等程度に厳しいものである。今はそういったものが輸入されて稼働しているので問題ないということになるが、今後も果たしてそれが守られ続けるか。国産のものなどが出てきたときに、どのような基準で設計されるのかといった辺りが不安なところである。

大原座長 現在のヨーロッパからの輸入品であれば、厳格に規制に対応されているので問題ないが、今後どのような推移があるのかが見通せないの、そこについては今後の課題として留意するべきであろうというご指摘だった。もし可能であれば、報告書にその旨を記載したい。そういう整理でよろしいか。

須藤委員 結構です。

内藤委員 事務局から規制緩和をしても全体の 2～4% のばい煙排出量が影響を受けるに留まるという話があったが、前回も申し上げたとおり、東京都は令和元年に PM_{2.5} が初めてすべての測定局で環境基準をクリアしたという非常に微妙なステージである点をご理解いただきたい。よって、2～4% という数字が非常に大きく見積もった場合の数字であるとはいえ、これを過小評価することはできない。須藤委員に質問させていただきたい。まずボイラ協会のこれまでの取り組みには我々も敬意を表している。東京都も法律以上の上乘せ規制をしているが、都独自の認定制度で小規模の低 NO_x、低 CO₂ のボイラーの認定制度にも会員の方にはたくさんご参加いただき非常にありがたい。そこで、今後、この規制がなくなった場合、いわゆるこの業界以外から、もしくは、ヨーロッパ以外の地域の国から、安価で低機能なボイラーなどが入ってくる可能性はあるのか。

須藤委員 今輸入されているのはほとんどがヨーロッパのものであるが、それでは他の国から輸入されるか、あるいは国産で日本のメーカーがそういったものを作るかということについては、今のところはわからない。規模の大きなものは日本のボイラーメーカーでも作っており、それは環境基準をクリアできるように集じん装置や環境機器を付けているが、燃料の燃焼能力 50 ℓ/h という規模のものがどうなるかは難しいところである。例えば、ばい煙の規制値だけを比べてみると、東京都では今ほとんどがガス焚きのボイラーだが、そこから出てくるばいじんと同じくらいの量の絶対量が出る数字をざっと計算してみると、油燃料の燃焼能力 50 ℓ/h という値が、固体燃料ならば同等のばいじんの量で比べると 15 ℓ/h くらいになる。今は燃料の種類を問わず一律燃焼能力 50 ℓ/h で規制しているが、重油 10 ℓ の換算を気体燃料だと 16 m³、固体燃料だと 16 kg という換算数値がある。出てくるばいじんの量を考えたときにはそれが少し変わるのではないか。同じような大気環境を保つということを考えると、伝熱面積の代わりになる燃焼能力、例えばヨーロッパだと、燃焼能力ではなくその出力で行っている。例えばスイスだと 70 kw 以下であれば規制がない。70 kw というと、ちょうど燃焼能力で言うと 8 ℓ/h

くらいである。そこから先は 500 kw、1,000 kw、10,000 kw のように規制が厳しくなっていくが、機械の出力で基準を決めている。出力と排出ガス量と燃焼消費量は比例関係にあるというのはわかっているので、伝熱面積の代わりに指標になるものが必要になる可能性があると考えている。

内藤委員 ばいじんを取るということについては、燃焼能力についても考えなければならないということはよく理解できた。我々はメーカーや業者と日々接しているが、大きいボイラーをビルに 1 台設置するより、小型のものを何台か設置し、順番に稼働することによって効率を上げていると聞いている。そういう意味では、小規模なボイラーの位置づけというのは東京都においても重要であると考えている。その中で、今後規制緩和された場合どうなるかというのは、我々は非常に注目していかなければならないと考えている。

大原座長 内藤委員から参考資料をご提供いただいているが、ここで説明いただきたい。

内藤委員 ボイラーにおける伝熱面積と排出ガス量の相関についての参考資料を情報提供のために作成させていただいた。前回、環境省から資料 1 の図 1 として伝熱面積と排出ガス量には相関がないというデータが示されたが、一方でボイラーにもいろいろな種類があることも事実なので、都内のボイラーがどうなっているかを検証した資料である。対象は令和 2 年 3 月 31 日現在で都内に設置されているボイラーとなる。調査方法は、ボイラーの種類として事業者が申請してきたカテゴリーに従って機械的に振り分けをして関係を検証している。その中で、なるべく燃料がわかるものは燃料種別に作っている。環境省が作成した資料の図 1 を見ると伝熱面積 40 m²以下の範囲で散布図を作成しているので、同様に伝熱面積 40 m²以下の範囲で作図した。一番下に貫流ボイラーの記載があるが、これは製造年次によって性能の差が大きいということから、設置年ごとにまとめた。次のページは左側にボイラーの種類を 10 種類、細分化できるものは細分化して一番右に相関係数を記載した。相関があるものとないものがあることがわかると思う。次のページは結果で、全機種の数（サンプル数）は 5,315 である。横軸が伝熱面積で 40 m²までとなっている。ここでは相関係数は 0.07 で、環境省の 0.22 よりさらに相関が低い状況である。右は全機種で伝熱面積を 800 m²まで伸ばした場合である。800 m²まで伸ばすと都内のボイラーがすべて網羅されることになるが、そうすると相関係数が 0.92 になる。おそらく高いレベルのデータに引っ張られているのかと思う。資料では書いていないが、横軸を伝熱面積 100 m²まで伸ばすと相関係数が 0.57、200 m²までで 0.81、400 m²までで 0.91 となり、伝熱面積が大きくなるほど相関係数が上がる状況である。次に冷温水発生機だが、n 数は 2,400 であり、都内では冷温水発生機は非常に種類が多く、これがいわゆるボリュームゾーンで全体の半数近くを占める。相関係数は 0.73、右の液体燃料の相関係数は 0.65 という状況であり、非常に相関が高い。次のページは貫流ボイラーとなるが、非常に特徴的なデータの分布を示している。まず伝熱面積 10 m²を下回るところにデータが集中している。まだ分析しきれていないが、ここに多い理由としては、この規模のボイラーは大気汚染防止法の規定で排出基準が当面適用されないのでモニタリングが不要となる。大気汚染防止法の規制に適応した形として、こういった製品に収斂されているのではないかと。規制を受けないところに商品のラインナップが増えている。先程申し上げたとおり、大きなビルの中でボイラーを使用するときには大型のものを 1 台置くよりも、小型のものを何台か並べた方が効率的な運用ができるので、ボイラー自体

が小型化にシフトしていることも背景にあるかと思う。相関係数としては低い部分も多いが、そもそも相関するかどうかよりも、大気汚染防止法の規制が貫流ボイラーにおいては伝熱面積 10 m²未満のものを増やすことに結果として帰結したのではないか。2 ページ先から水管ボイラーとなる。都内でもかなり数が少ないので、相関係数が高いものもあるが、参考程度に相関も少し見えているという状況である。次のページは炉筒煙管ボイラーである。全体として n 数が少ないものの、強い相関が見られる。次のページは暖房器具とその他のボイラーとなるが、その他だといろいろな種類が混在してくるので、相関係数が不明になるが、全体としては相関が見えている状況である。最後のページは浴場用ボイラーである。都内での木質バイオマスボイラー、いわゆる銭湯に設置されたボイラーである。構造ではなく用途で分けているのでいろいろなものが混在しており、これは相関がないという状況である。結論としては、都内においては伝熱面積のパラメータは大気汚染対策の規制制度またはその施策を検討する上で、意義のあるものであると考えている。

大原座長 詳細に調べていただいた。この資料について環境省または事務局から何かレスポンス等がありますか。

山崎補佐 興味深いデータの提供、丁寧な分析等、ありがたいと思っている。我々の方で用いたデータは全国のデータを用いて分析したものであるが、東京都のデータではボイラーの種類や規模ごとに分析され、また東京都内の状況に応じた分析をしているという点で、非常に興味深いデータであったと思う。こうした自治体の実情に応じたデータも参考になると考えている。

小野田委員 ただいま内藤委員からご説明いただいた貫流ボイラーのところが明らかだと思ったが、伝熱面積の規制がなくなった時に、このあたりのマーケットはどう動くことが予想されるか。情報共有いただけるとありがたい。

須藤委員 貫流ボイラーが伝熱面積 10 m²のところに集中していることについて、これは大気汚染防止法とは関係がないと思う。労働安全衛生法の小型ボイラーとボイラーの区別がこの伝熱面積 10 m²のところにあり、小型ボイラーはボイラー技士を置く必要がなく、特別教育を受ければ誰でも運転できるというボイラーになる。小型の貫流ボイラーは伝熱面積 5 m²より下は簡易ボイラーとなり、さらに規制がなくなる。しかし伝熱面積 5 m²ではさすがに蒸発量が少ないので、伝熱面積 10 m²に集中しているのではないか。また、これより伝熱面積が大きなのはボイラーとなり、それを運転させるには一般的に資格が必要となる。東京都のデータだが、80%以上が気体燃料のボイラーで、そのほとんどが伝熱面積 10 m²未満の小型の貫流ボイラーである。伝熱面積 10 m²では燃料消費量は 50 l/h 程度だったが、現在の最新型の気体燃料の伝熱面積 10 m²のボイラーでは、約 4 倍の燃料消費量となっている。燃料消費量が 4 倍ということは蒸発量も 4 倍なので、出力が 4 倍になる。このため昔のものと一緒にしてしまうと、相関はなくなってしまふ。大気汚染防止法で伝熱面積 10 m²の規模要件の規制がなくなってもこの傾向は変わらない。これは労働安全衛生法から来ている傾向である。

小野田委員 よく理解できた。

内藤委員 ボイラーの技術者の話は承知していたが、ここではなじまないかと思い省略した。しかしメーカーの方に聞くと伝熱面積 10 m²未満にすることによって、大気汚染防止法に基づくモニタリングが不要になるということも 10 m²未満に収斂する理由の一つではないかと聞いて

いたので、大気汚染防止法も少し影響があるのかと考えたところである。

大原座長 他にはいかがか。本日は第3回目で最後の検討会となる。事務局から提案されている報告書案がこれでいいかということが一番のキーポイントである。とりわけ9ページ以降の「6. 検討結果」のまとめに関して、これが結論である。この点についてご議論いただきたい。

成瀬委員 報告書冒頭の経緯のところに、「我々はカーボンニュートラル社会を目指す」と謳われているが、この規制緩和がカーボンニュートラル社会に貢献するかという視点が無い。CO₂の排出がこの規制によって減るのか増えるのかという議論があまりなされておらず、本来であればバイオマスをたくさん使うために伝熱面積の規制を外すというのが主旨かと思うが、全体数からするとほとんどがバイオマスボイラー以外である。その規制がなくなれば当然CO₂が増えるのではないかという印象を持った。冒頭でカーボンニュートラルと言いながら、CO₂の排出という点ではどうなのか。

大原座長 かなり本質的な話かと思う。考え方について事務局から回答いただきたい。

山崎補佐 今回のこの検討のきっかけは、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースへの要望であり、確かにキーワードとしてはカーボンニュートラルと関連が深いものと考えている。ただ、大気汚染防止法は国民の健康の保護、生活環境の保全を目的としていることから、気候変動対策につながるかどうかよりも、まずは健康影響を守るという観点から、環境負荷についてどのような影響があるのかが検討のメインとなるかと考え、その点に焦点を当てて検討していただいた。仮にこれがCO₂の削減につながるにしても、環境負荷を無視していいというわけではないと考えているので、今回の見直しの検討にあたっては環境負荷、特に健康影響に焦点を当てた報告書にしたいと考えている。カーボンニュートラルという視点も昨今の環境問題の主流ではあるが、結果としてCO₂の削減につながったかどうかは、別の機会にフォローアップなどの評価が行われるものと考えている。

成瀬委員 了解した。では9ページのバイオマスボイラーには排ガス処理装置が標準的についているという記載が気になる。メーカーが自主的につけてくれているということに頼っているだけでいいのか。

山崎補佐 海外からの輸入品は厳しい規制に基づいた製品になっているという話を受けて記載した。実態としては標準装備となっていることも事実であり、事実関係として記載した。

内藤委員 現在は大気汚染防止法の規制によって、ヨーロッパ製のいいものが入ってきているということは事実だと思う。先ほど須藤委員に今後どうなるか質問をさせていただいて、今後どうなるかはわからないというお話だった。この検討結果の中で、現状がいいから大丈夫というのは今までの議論とは違ってくるのではないか。

大原座長 内藤委員、須藤委員がコメントされたことに関しては、将来の懸念材料になるので、報告書にその旨を書いていただくのがいいかと思うが、事務局の回答としてはいかがか。

長坂課長 いただいたコメントは懸念事項として書き入れたいと思う。

小野田委員 9ページの検討結果に書いてあることに関しては、お二方の委員からコメントがあった点については同感であるが、基本的には今までの意見は網羅されていると思う。9ページの最後の2つの段落で今後どうやって進めていくのか、どのように考えているのか環境省の見解をお教えいただきたい。

山崎補佐 今後の進め方についてだが、地方公共団体で今般の規制の見直しを受け、条例の検討や見直しが必要となり、これには多大な労力や時間を要すると書かせていただいている。この点については、書いてあるとおり時間的余裕をもって取り組んでいけるように配慮していきたい。検討会で伝熱面積の要件はなくすることが適当であるという結論をいただいたら、この後、政令改正等の手続きに入るが、そうした手続きの検討にあたっては時間的余裕をもって取り組んでいけるような形で進めていければと考えている。

小野田委員 了解した。あとは CO₂ の削減と大気汚染対策をどうやって両立していくかという視点が必要になってくると思うので、そこをうまく自治体もモチベートするようなアクションを、他の部局と連携しながらご検討いただけるといいと感じた。

内藤委員 9ページの下から5行目「地方公共団体においても十分な対応が取れるように留意するとともに、調整を図りながら進めていくことが必要である」と記載されているが、先ほどの環境省の話では経過措置を取るということだと思うが、そういう理解でよろしいか。

山崎補佐 ご認識のとおりである。

内藤委員 法律や政令改正をするのに経過措置をとるのは普通のことで、これで対応したことになるのか。今一度自治体の状況を確認したい。第2回の参考資料9-2をご覧ください。前回も申し上げたが、大気汚染防止法は下の〈環境確保条例による規制のイメージ〉にあるとおり縦軸が伝熱面積、横軸が燃料の燃焼能力という形で規定されている。いわゆる2つの柱で構成されていた。法律がこのような建付けなので、それに基づいて法を上回る上乘せ規制や横出し規制をしている。今回政令改正を検討されているが、縦軸の伝熱面積がなくなってしまった場合、規制の見直しを各自治体が求められることとなり、それは技術的な困難さを伴うことになる。当然自治体が規制制度を見直す際にはこれまでの大気汚染対策を後退させてはならないというのが大原則となる。1階が大気汚染防止法だとすれば、2階3階は自治体の条例になる。そうすると一つの柱が抜けた後に、上の2階建て、3階建ての部分はどうするのか。そこを切ってしまうといいのか、それとも自治体として伝熱面積は残していかなければいけないのか。こういう部分で非常に多くの自治体が技術的な困難さに直面するのではないかと思う。その部分について国がどう対応するのかが、この報告書では未だ見えていない。我々自身も今組織の中で検討しているが、これをどう組み直すのか非常に難解で、対処方針をまだ作れない状況である。環境省には政令改正を進めるにあたっては、東京都だけではなくいろいろな自治体の意見を聞いて、こうした形で早急に行うのではなく時間をかけて検討された方がいいのではないか。

山崎補佐 お気持ちはよくわかるところで、我々としても政令改正を行う際には自治体の意見もよく聞き、パブリックコメント等でもご意見を聞きながら進めていきたいと考えている。

長坂課長 補足させていただくと、内藤委員のおっしゃるとおり、今回伝熱面積の要件をなくすということになれば、伝熱面積で条例等を制定している自治体に大きな影響を与えるということとはよく認識している。報告書にもそういった認識があるので、「地方公共団体において十分な対応が取れるように留意するとともに調整を図りながら進めていくことが必要である」と2行程であるが書かせていただき、そういうつもりではある。一方で時間をかけるということをどの部分でやるかということだが、伝熱面積と排出ガス量に相関関係がないということは明らか

なので、伝熱面積をなくすということ自体については仕方がないことと考えている。伝熱面積をなくすということに対して自治体がしっかりと対応できるように丁寧に説明をさせていただき、調整を図りながら政令の改正をして、一定の猶予をもって政令を施行するという形をとっていきたいと考えている。

内藤委員 環境省からは伝熱面積と排出ガス量に相関はないという発言があったが、本日提出した資料にもあるように、我々としては相関があるものと扱っていきたいと考えている。結論が決まっているようにしか思えないので、これ以上は言わないが、自治体への影響が大きいというのであれば、具体的にどういう対応をするのか。経過措置をとるからでは話にならないし、自治体もたない。

大原座長 具体的にこの辺りを修正したらいいというご指摘はあるか。他の委員からもご発言あればお願いしたい。

須藤委員 参考資料6の各都道府県の条例での規制要件を見ると、伝熱面積で上乘せ規制をしているところと、札幌市のように燃焼能力で規制しているところがある。ヨーロッパは熱出力をキロワット (kw) で表して、熱出力＝排出ガス量として相関があるとして行っている。次に燃料の種別だが、いわゆる粒子状のばいじんの濃度は、固体燃料は気体燃料の1/4程度の能力で同等程度のばいじん量となる。また、今の気体燃料の規制値は特別基準で0.15 g/m³となっているが、実際測定するとほとんどばいじんは出ないほど少ないのが現状である。このような理由から伝熱面積ではなく、燃焼能力と燃料の種別で新しい基準ができればいいのではないか。

大原座長 燃料種類が重要だというご指摘があった。一方で前回の検討会では、現在の大気汚染防止法の枠組みの中では燃料別の規制が難しいという話もあった。重要性はありつつも、現実的には難しいというところかもしれない。

成瀬委員 条例ではNO_xなどは総量規制という考え方がある。総量で規制するという考え方はあり得ないのか。伝熱面積10 m²の小型ボイラーを10台並べると伝熱面積100 m²になり規制にかかることになる。通常、燃焼ボイラーは小型だと放熱が多く効率が悪いので、あまり伝熱面積10 m²のものを10台使うということはないが、総量規制という考え方があるのではないか。また、バイオマスの話があまり出てこないが、高位発熱量か低位発熱量かという記載も加えてほしい。この違いは水蒸気である。バイオマスは水蒸気が入っているので、この辺も改正されるのであれば高位と低位の定義をされた方がいいのではないか。

大原座長 高位、低位は定義がなされているかと思うが、後で調べて必要があれば報告書に補足していただきたい。前半の部分については、感想としてはそう簡単にはいかないのではないかと思うが、検討するべきかもしれない。

長坂課長 総量規制というご指摘をいただいたが、大気汚染防止法では単体規制をすることによって全国一律に大気環境を良くしようということになっていて、現在は単体規制の部分についてご議論いただいている。地域特性で大気汚染の原因となる施設が特定の地域に集中している首都圏や大阪圏、名古屋圏については特別な施策が必要ということで、単体規制をやった上で、さらに地域を限定して規制かけることで単体規制とはまた別の規制を行っていることになる。これは総量規制として既に実施されている。今回は大気汚染防止法の単体規制を考えるということでご理解いただきたい。

内藤委員 基本として大気汚染防止法では単体規制があるが、特別な地域においては総量規制となり、単体規制を集めた中での総量規制となるので、今回の政令改正で伝熱面積が規模要件から外れれば、総量規制にも影響はあると認識している。

長坂課長 今回、伝熱面積を外す影響は現在のところそう大きくないと考えている。既にある総量規制については同じようにやっていくことにより対応できるのではないか。これからどうなるかということについては、懸念事項として報告書に書かせていただきたい。

内藤委員 報告書ではなくて、今現在の法規制の話をしている。単体規制の積み重ねが総量規制になっていると認識しているので、仮に大防法の伝熱面積の撤廃が行われた場合は総量規制にも影響があるのではないか。

石山補佐 規制の対象から外れれば、排出ガス量を算出する施設数が減ることになるので、ご認識のとおりである。

内藤委員 了解した。

大原座長 報告書に関して具体的な意見があればお願いしたい。

内藤委員 そもそも結論ありきと感じられ納得できないが、9ページの地方自治体への支援のところについては、まったく具体性がない。これから政令改正をされれば、多くの自治体から戸惑いと相談が多く寄せられるのではないかと思う。なるべく具体的に記載した方がいい。

山崎補佐 具体的に書く方向で検討したい。

大原座長 他にご意見が無ければまとめとしたい。本日は皆さまから様々なご意見をいただいた。本日が最終の検討会であり、報告書の案についてご議論いただいたところである。重要なご指摘として議論を整理すると、1つは、今回の伝熱面積の規制をなくした場合に、現在ではヨーロッパ製のボイラーが輸入されているが、将来的にどうなるかはわからない。これについて留意する必要があるというご指摘が須藤委員、内藤委員からあった。もう一つは最後に内藤委員からご指摘があった、今後自治体とよく調整する必要があるといった点、9ページの下から4～5行目を具体的に記載することが妥当である。2点重要なご指摘をいただいたので、それを踏まえてこの報告書案を事務局で修正し、可能であれば座長の私にご一任いただければと思うがいかがか。(異議なし)ではお認めいただいたということで、修正の上、最終的な報告書とさせていただきます。本日は活発なご議論をいただき、率直な課題をご提起いただけたと思う。先ほど小野田委員からご発言があったように、今後、カーボンニュートラルの推進施策と、従来からの環境汚染への取り組みとを、どうやってうまく両立させていくのかが非常に重要な課題になってくるのではないか。これからも日本全体でその種の議論が活発に進んで、より良い方向になっていくことを座長としても願っている。

長坂課長 全3回にわたり、実質3カ月弱の短い期間での議論であり、データの的にも現在得られたものからわかることで判断するという難しい内容に関して、皆さまそれぞれの立場からご議論いただき一定の結論が得られたということで大変感謝している。一方で内藤委員からも大きな懸念が寄せられた。地方自治体に対する影響は大きいということは認識している。今後、政令を改正するということになるが、その前にしっかりと地方自治体の皆さまに説明をし、調整をしながら慎重に進めていければと考えている。

内藤委員 事務局をお願いしたいが、議事録の案を見たが、意見や説明が大幅に端折られている

ので、今までの議論の臨場感がない。1回目から3回目まで全文を出してほしい。他の委員の意見も端折られていると認識している。ぜひその点をお願いしたい。

大原座長 座長の責任でそのように対応させていただきたい。

以上